

# 地方で加速する認知症患者の免責制度

認知症患者の行為責任は誰が負うべきなのか

神戸市議会議員・元国会議員政策担当秘書 岡田裕二

「閉じ込めなければ、罪ですか？」  
07年、愛知県大府市で91歳の認知症患者が線路内で徘徊し、鉄道車両と接触して死亡した。その後、鉄道会社は死亡した認知症患者の家族を提訴し、事故による代替輸送費用720万円の損害を賠償するよう求めた。

この訴訟は認知症患者による事故の賠償責任に関する大論争を巻き起こした。1審では認知症患者の妻と長男に賠償金を全額払うよう判決。2審でも賠償金額は半分に減ったものの、妻と長男に賠償する義務があると判示し、介護現場には大きな衝撃が走った。

最終的には16年、最高裁は1審、2審の判決を覆し、家族に賠償責任はないとの決断を下したものの、その判決理由は「単に『同居家族だから』『長男だから』という短絡的な理由だけで責任追及を認めることはできない」というものだった。

「賠償の義務は同居の有無、親族関係、看護および介護状況を総合的に判断しなければならぬ」との趣旨は判決文に色濃く残され、認知症患者に対する家族の責任を完全に免除したものとはならなかった。このため、むしろ家族や介護者の賠償責任を心配する声が大きくなった。冒頭の「閉じ込めなければ」は、長男が裁判後に出版した本のサブタイトルだ。

日本では25年、認知症患者数が730万人に増加し、社会的費用が12兆〜14兆円に上ると試算されている。高齢者5人のうち1人は認知症患者になる計算だ。国土交通省によると、14年に全国で発生した鉄道事故758件のうち、認知症患者に関連する事故は29件あり、現在ではさらに増加していると推測される。認知症患者が起した事故の賠償責任を、国が抱える公的救済制度の創設を望む声も高まっているものの、厚生労働省

は依然、「現段階で公的救済制度の創設は時期尚早」という消極的な態度を変えておらず、むしろ民間保険を積極的に活用するよう促している。

## 自治体が先行する認知症対策

腰の重い国に変わり、いくつかの地方自治体が認知症患者の家族を支援する制度を次々と導入し、注目を集めている。鉄道事故が起った大府市では18年、自治体が認知症患者や家族のために個人賠償責任を肩代わりする制度を施行した。患者本人や家族が損害賠償請求を受けたときに備え、市が保険料を負担して個人賠償責任保険に加入する仕組みだ。市が保険契約者となり、被保険者は認知症患者や家族となる。1人あたり年間2000円の保険料を市が負担することにより、最大1億円まで補償を受けることができる。

大府市は初年度、1000人の保険契約のため、関連予算20万円を計上した。保険の恩恵を受けるには、市の認知症患者ネットワークである「おおぶ・あったか見守りネットワーク」に事前登録しなければならない。

また福岡県久留米市は、18年10月から保険会社と契約を結び、認知症患者が列車事故、自転車事故、物損事故などで第三者への賠償責任を負った場合、最高3億円まで補償することとした。

40歳以上の住民のうち医師が認知症と診断した患者が対象で、市は初年度1000人分の保険料を見越し、291万円の予算を計上。久留米市は市内に鉄道駅が25カ所あり、認知症患者の徘徊による事故の可能性が高いと心配されてきたことも背景にある。

神戸市も18年12月、認知症患者による事故の損害賠償金を、市が代わりに負担する条例を可決した。

自治体が保険の代理契約だけでなく、公的資金を通じて認知症患者家族を支援するのは神戸市が初めてだ。

19年4月から施行されたこの制度では、認知症患者が引き起こした事故の賠償責任だけでなく、認知症患者によって被害を受けた市民自身も支援対象に含まれる。加害者である認知症患者が引き起こした物的・人的事故による損害賠償責任の発生の有無に応じて2段階の補償が構成され、1段階目の基礎的補償が認知症患者によって被害を被った神戸市民に対する補助金であるのに対し、2段階目の補償は、認知症患者やその家族に損害賠償責任が発生した場合、代わりを行う賠償である。

例えば認知症患者が物損事故を

起こした場合、まずは被害者に優先的に補助金を支給し、その後認知症患者の賠償責任額が確定した後、すでに支給された補助金を控除して保険金が支給される。さらに、2段階からなる認知症診断制度とGPSの無償提供、総合相談センター運営などと合わせ、全体のパッケージとして「認知症神戸モデル」と銘打っている。神戸市ではこの施策の財源のため、個人市民税に1人あたり4000円の超過課税を行っている。

## 神戸市の先駆的取り組み

神戸市では、さらに全国初の試みとして、認知症患者と家族の負担軽減に向けて、銀行での預金引き出しを円滑化する取り組みを始めている。具体的には神戸市と三井住友銀行・みなと銀行が連携協定を締結し、銀行窓口での預金引き出しなどの際の家族負担が軽減される。

認知症などによって認知判断能力が低下すると、自身の銀行口座が使えなくな

り、銀行窓口で預金の引き出しなどができなくなる。この場合、法定後見人などが預金の引き出しを行うが、そもそも後見人制度自体があまり認知されておらず、医療費や生活費などの支払いにトラブルを抱えるケースが多発している。しかし、家庭裁判所に後見人の申立てを行った場合、後見人が選任されるまでには、書類作成から選任まで約3〜4カ月の時間がかかる。この間、医療費や介護費などの費用が発生した場合には、やむなく家族が代理で振り込み手続きを行うなどの突発的対応も必要になる。

後見人ではない家族とこのような取引が必要になった場合、銀行はこれまで、医師による診断書などをもとに本人の認知判断能力の有無を確認していたが、今後は、本人の認知判断能力や身体機能を確認するための資料のひとつとして、前述の認知症神戸モデルの認知症診断により発行される「認知機能精密検査結果」を、判断資料のひとつとして活用することが可能になる。

必要な書類が一度で揃わない場

合には、複数回金融機関を訪問しなければならなかったが、今回の連携により、改めて認知症であることの確認のための手間は、省かれることになる。

これまで、頼れる親族がいない認知症患者の場合は、ケアマネージャーや障害者相談支援センター職員などが、やむなく現金を管理するケースも多かった。最終的には全国的な制度改正が必要だが、それまでの間、暫定的な支援策として金融機関との連携に踏み切ったのが、今回の神戸市の試みだ。「認知症患者が行方不明になったとき、第三者の好意に期待するのは単なる『甘え』だ」

冒頭の「閉じ込めなければ」の著者は、訴訟のなかで鉄道会社側から、認知症の父が衣服に名前と連絡先を縫い付けていたことについて、こう非難されたという。

認知症患者の行為責任は家族がすべて負うべきなのか。ならば家族のいない認知症患者の行為責任は誰がとるのか。世界最速のスピードで認知症大国化が進む日本が導き出す答えを、世界は固唾を飲んで見守っている。



神戸市役所前 (中央区) Kobe City Hall (Chuo Ward, Kancho)